

最近改正 令和2年8月21日例規（交総）第75号

この度、大阪府道路交通規則（昭和35年公委規則第9号）の運用等について見直しを行い、次のとおり平成12年6月9日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「大阪府道路交通規則の運用等について」（昭和35年12月20日例規大警交一第1135号）は廃止する。

1 一方通行路における停車（第9条関係）

一方通行となっている道路においては、道路の右側端に沿って停車することができるが、この場合の停車方法は、道路の右側端に沿うことが要件であって、「できる限り」右側端に寄った停車は、ここにいう停車の方法に当たらず、必ず道路（歩車道の区別のある道路では、車道）の右側端に沿わなければならないものである。ただし、車道の右側端に接して路側帯が設けられている場合は、その路側帯の種別に応じて、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第14条の6の規定により右側端に接して路側帯がある場合の停車方法に準じて停車するものとする。

2 運転者の遵守事項（第13条関係）

(1) 第4号は、げた及び運転を誤るおそれのあるスリッパ等の履物を履いて自動車等を運転することを禁止したものである。ここにいう「スリッパ」は、かかとをとめる装置がなく運転中足に定着しないため脱落しやすいことから運転を誤るおそれがあると認められるものであるが、通常、運転を誤るおそれがあると認められる履物には、このスリッパのほか、サンダル（わらじ式のものを除く。）、つっかけ草履等があり、いずれも足に対して定（密）着性を欠き、その形状、性能から運転操作の過程において脱落等の不安定な状態が起り、運転を誤るおそれがあると認められる。しかし、どの履物がこれに当たるかは、当該車両と履物について個別に判断しなければならない。

なお、草履等については、鼻緒があり、底が比較的薄く平らで、柔軟性があって足に定着し、しかも形態も特異なものでなく、運転操作の過程で脱落する等運転の妨げとなるおそれがないのであれば、これに含まれないものとする。

(2) 第7号の「滑り止めの措置を講ずる」とは、タイヤチェーンを駆動輪に装置する等、滑り止めに効果のある措置を執ることをいう。雪路用タイヤを使用した自動車にあっては、路面の状況からその効果が認められる場合に限り、重ねて滑り止めの措置を執る必要はない。

(3) 第9号の標識表示義務が課されるのは、市町村（特別区を含む。）の条例により原動機付自転車等の所有者又は使用者に対して標識の取付けが義務付けられている場合に限られる。

(4) 第10号は、自動車登録番号標又は車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）の表示における禁止行為を定めたもので、その対象となる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）でいう大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（ミニカーを除く。）及び大型特殊自動車であり、大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車は、対象にならない。また、対象となるナンバープレートは、車両の前面及び後面に取り付けられているものの両方であり、自動車登録番号又は車両番号が記載されている表面が対象となる。

なお、「赤外線を吸収し又は反射するための物」とは、プラスチック、金属、アクリル等材質、形状又は種類を問わず、赤外線を吸収し又は反射することにより、ナンバープレートに記載された自動車登録番号及び車両番号の全部又は一部の判読が困難となるすべてのものである。

3 削除

4 道路の使用の許可（第15条関係）

第9号にいう「印刷物」とは、びら、ちらし、パンフレット、リーフレット、しおり等をいい、「その他のもの」とは、マッチ、テープ等であって、紙吹雪は、これに含まれないものである。

5 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出の受理等（第24条関係）

令第13条第1項第1号及び第1号の2に規定する緊急自動車並びに令第14条の2第1号に規定する道路維持作業用自動車は、公安委員会に届出を要するが、大阪府公安委員会事務専決規程（昭和

36年公委規程第5号)に基づき、緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出の受理及び届出確認書の交付並びに届出確認書の再交付及び記載事項変更届に関する事務は、警察署長の専決事務とされているので、次により処理すること。

(1) 自動車検査証の交付を受けている自動車について、当該自動車の使用者から、令第13条第1項第1号若しくは第1号の2に規定する緊急自動車又は令第14条の2第1号に規定する道路維持作業用自動車として届出があった場合は、届出確認書を交付すること。

なお、届出の受理に当たっての判断基準は、次のとおりである。

ア 令第13条第1項第1号に規定する「消防用自動車のうち、消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの」とは、具体的には、ポンプ車、はしご車、水そう車、化学車、放水塔車、空中作業車、排煙車、高発泡車、林野火災工作車、空気充てん車、ポンプ積載車、泡原液搬送車、高所放水車、放水砲車、消火剤投入車、破壊工作車、レッカー車、クレーン車、救助工作車、レスキュータワー車、耐熱救難車、耐煙救出車等である。

イ 令第13条第1項第1号の2に規定する「救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの」とは、専ら傷病者の緊急搬送のために用いられる寝台、応急手当の器具等を備えた自動車である。

ウ 令第14条の2第1号に規定する「道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標示を設置するため必要な特別の構造又は装置を有する自動車」とは、具体的には、散水車、モーター・スイーパー、ラインマーカー等である。

(2) 届出確認書の交付は、原則として、届出を受理した日に行うこと。

(3) 届出確認書の受理番号は、交通総務課において一連番号を付すので、交通総務課長に電話連絡の上、記入すること。

(4) 警察署長は、緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出並びに届出確認書の再交付申請及び記載事項変更届の受理状況を1月ごとに取りまとめ、翌月5日までに緊急自動車・道路維持作業用自動車の届出等受理報告書(別記様式)により、次に掲げる書類各1部を添えて交通部長(交通総務課)宛てに報告すること。ただし、当該届出等の受理がない場合は、報告を要しない。

ア 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出を受理したものについては、当該届出書又は交付した届出確認書の写し

イ 届出確認書の再交付申請を受理したものについては、当該再交付申請書の写し

ウ 届出確認書の記載事項変更届を受理したものについては、当該記載事項変更届出書の写し